

衆議院経済産業委員会ニュース

【第211回国会】令和5年3月15日（水）、第3回の委員会が開かれました。

1 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案（内閣提出第12号）

- ・西村国務大臣、太田内閣府副大臣、中谷経済産業副大臣、政府参考人及び国立国会図書館当局に対し質疑を行いました。

（質疑者）石井拓君（自民）、馬場雄基君（立憲）、篠原孝君（立憲）、小野泰輔君（維新）、足立康史君（維新）、山岡達丸君（立憲）、落合貴之君（立憲）、浅野哲君（国民）笠井亮君（共産）、中野洋昌君（公明）

（質疑者及び主な質疑事項）

石井拓君（自民）

- （1）GX経済移行債
 - ア 導入の意義、今後の発行計画及びグリーンボンドなど諸外国の制度との相違点
 - イ 民間事業者の予見可能性を高めるための発行計画の必要性及び具体的な使途
- （2）成長志向型カーボンプライシングの実現に向けた政府の考え方
- （3）化石燃料賦課金及び特定事業者負担金
 - ア 対象事業者、納付期間及び納付額
 - イ カーボンニュートラルの進捗状況によって化石燃料賦課金や特定事業者負担金の納付額が変動し、事業者や国民負担の増大につながることに對する懸念
 - ウ 償還期限が短いとの指摘に対する政府の見解
- （4）中小企業を含めたサプライチェーン全体におけるGX推進に向けた支援の充実強化の必要性

馬場雄基君（立憲）

- （1）本法律案の成立により将来世代の国民負担が増す可能性
- （2）将来の国民負担について若い世代の理解醸成に向けた取組み
- （3）150兆円超の官民による投資に金融市場の反応がなかったことについての西村国務大臣の見解
- （4）GX関連分野において我が国が競争力を有する分野
- （5）GXを推進する際の原子力の位置付け
- （6）社会実装を目指す再生可能エネルギー推進策の必要性
- （7）GX推進機構の運営に係る外部評価体制を強化する必要性

篠原孝君（立憲）

GX投資及びCO₂排出を減少させる取組の在り方

- ア 150兆円超の官民GX投資
 - a 内訳
 - b 再生可能エネルギーへの投資額の妥当性
- イ CO₂の排出を抑制する取組をより徹底して行う必要性
- ウ 不正あるいは無駄なものに対しては投資を抑制する必要性
- エ 社会科学面からの研究に対しても投資する必要性
- オ 再生可能エネルギーの立地条件の良い地方における雇用創出に向けた支援策の必要性
- カ 先に投資を行った後に賦課金を徴収することの是非
- キ CO₂削減効果の高い事業に重点的に投資する姿勢の有無

小野泰輔君（維新）

- (1) 成長志向型カーボンプライシングの負担を既存の石油石炭税及び再エネ賦課金総額の合計額の範囲内にとらわれない制度設計の是非
- (2) 化石燃料賦課金の早期導入の是非
- (3) 揮発油税の課税根拠及び創設の経緯
- (4) 排出量取引制度関係
 - ア 2026年本格稼働の定義
 - イ カバー率の目標
 - ウ 特定事業者となる発電事業者の規模及び発電事業者以外を特定事業者とする可能性
- (5) GX推進機構
 - ア 公設民営化できない理由及び諸外国の状況
 - イ 民営化の可能性についての西村国務大臣の見解

足立康史君（維新）

- (1) 放送法の解釈をめぐる総務省の行政文書に係る問題に対する西村国務大臣の所見
- (2) 防衛費の財源確保のための増税は経済を考慮して慎重であるべきとの西村国務大臣の発言内容の確認
- (3) 揮発油税の当分の間税率を早期に見直す必要性
- (4) カーボンプライシング
 - ア 令和4年度の石油石炭税の収入額の総額
 - イ 令和14年度の再生可能エネルギー発電促進賦課金の総額
 - ウ 各年度の化石燃料賦課金単価の計算方法
 - エ 各年度の化石燃料賦課金及び特定事業者負担金の総額
 - オ 本法律案は我が国の排出量取引の規模に上限を設けているかについての確認
 - カ 本法律案は排出量取引について規定していないため排出量取引の規模に制限をかけるものではないという理解でよいかの確認
 - キ 第19条が規定する特定事業者排出枠の内容
 - ク グローバルな視点に基づく我が国の排出量取引制度の在り方

山岡達丸君（立憲）

- (1) 失業なき労働移動を念頭においた「公正な移行」関係
 - ア GX推進戦略において明記されることの確認
 - イ GXの実現に向けて政労使が協議する場を設ける必要性
- (2) GX推進機構の設立関係
 - ア 脱炭素化支援機構があるにも関わらずGX推進機構を設立する趣旨
 - イ 脱炭素化支援機構の運営の健全性の確認
- (3) 国民負担の在り方
 - ア 事業者に対する脱炭素に係る既存の負担の総合的な見直しを図る必要性
 - イ 西村国務大臣がいずれかのタイミングでアの見直しを提起する必要性
 - ウ カーボンプライシングの導入に伴う負担が個別の事業者に偏る可能性
 - エ 発電事業者に課される負担金の需要家への価格転嫁の可能性
 - オ 政府の制度設計の仕組みにおいて火力発電事業からの退出が続出した場合、エネルギーの安定供

給に影響を及ぼすことへの懸念

- (4) エネルギーの安定供給を確保するための支援を行う必要性

落合貴之君（立憲）

- (1) 我が国の過去の産業政策に対する西村国務大臣の認識
- (2) 大規模・長期・計画的な産業政策の重要性
- (3) GX基本計画に記載されている水素還元製鉄が重点的分野の一つであることについての確認
- (4) 蓄電池の重要性
- (5) GX経済移行債の発行や投資対象の選定に当たっては専門的な人材を確保して決定する必要性

浅野哲君（国民）

- (1) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて本法律案が果たす役割
- (2) 温室効果ガス削減目標の進捗状況の点検についての具体的な手法
- (3) 特定事業者負担金
 - ア 納付対象者を限定した理由
 - イ 納付対象者を拡大する必要性
- (4) GX経済移行債
 - ア 各年度の発行額の決定基準及び決定プロセス
 - イ 20兆円の発行総額ありきで議論することの妥当性
 - ウ 発行期間延長の必要性
 - エ 2050年の償還終了後の化石燃料賦課金と特定事業者負担金の在り方
- (5) 化石燃料賦課金や特定事業者負担金の価格転嫁の透明性を確保する必要性
- (6) GX基本方針において明記された「公正な移行」を本法律案に明記しなかった理由
- (7) GX推進戦略に「公正な移行」を盛り込む必要性

笠井亮君（共産）

- (1) 本法律案におけるGXの定義
- (2) 我が国におけるCO₂の最大排出部門及び割合
- (3) グリーンボンド
 - ア 海外におけるグリーン国債の発行国数、総額及びグリーンボンドに占める割合
 - イ 環境省「グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン 2022年版」
 - a 同ガイドラインにおいて懸念が示されたグリーンウォッシュの概要
 - b 同ガイドラインに記載されている「明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクト」に原子力や石炭火力混焼発電が例示されているか否かの確認
 - ウ 海外においてグリーン国債により原子力や石炭火力混焼発電に投資している事例の有無
 - エ フランスのグリーン国債による投資先の制限及び同国債への評価
 - オ 国際資本市場協会（ICMA）「グリーンボンド原則」が求める透明性向上への対応
- (4) GX経済移行債
 - ア 海外における移行債の発行事例の有無
 - イ GX経済移行債の透明性を担保する措置の概要及び国際標準への準拠の在り方
- (5) 再生可能エネルギーの普及促進
 - ア GX経済移行債による原子力への投資が再生可能エネルギーの普及促進を阻害するとの懸念に対する西村国務大臣の見解

イ 我が国企業がRE100（企業が事業の使用電力を100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す国際的なイニシアティブ）が進む世界のサプライチェーンから除外されるおそれ

(6) 2050年カーボンニュートラルの実現に対する西村国土大臣の見解

中野洋昌君（公明）

- (1) 我が国の脱炭素分野における産業競争力の現状認識
- (2) GX分野を成長産業化させるための今後の支援の在り方
- (3) 脱炭素加速につなげるためにGXリーグなどを活用して排出量取引の仕組みを広げる必要性
- (4) エネルギーのS+3Eのバランスや経済状況等を踏まえてカーボンプライシングの導入時期を検討する必要性